

幸下発第470号
令和7年3月19日

幸手市下水道事業審議会
会長 木下 芳郎 様

幸手市長 木村 純 夫



諮 問 書

幸手市下水道事業審議会条例（令和2年条例第13号）第1条に基づき、下記の事項について諮問し、意見を求めます。

記

1 諮問事項

幸手市公共下水道事業経営戦略の改定について

2 諮問の趣旨

本市公共下水道事業では、令和3年3月に「幸手市公共下水道事業経営戦略（計画期間：令和3年度～令和12年度）」を策定し、中長期的な観点から将来の投資や、そのための財源、使用料収入の見込みを立て、経営基盤強化に向けた取り組みを行ってまいりました。

しかし、本市においては少子化や高齢化の進行による人口減少、加えて節水型機器の普及や節水意識の定着、循環型社会への移行等により、今後料金収入が減少で推移することが予測されます。

一方、下水道事業を取り巻く経営環境に目を向けると、未普及地域の整備をはじめ、施設や管渠の老朽化による更新費用の増大、物価高騰による維持管理費の増加、さらには大規模災害に対する施設の強靱化など、公共下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このような状況の中、令和6年5月27日に貴審議会に「継続可能な幸手市公共下水道事業運営のための使用料適正化について」の諮問を行い、令和6年10月11日に安定的な下水道サービスを行うためには、使用料の改定を必要とする旨の答申をいただき、この答申を基に経費回収率向上に向けたロードマップを作成しました。

今回の審議会では、これらの社会情勢の変化に対応するとともに、今後一層の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、現経営戦略の計画期間の中間年において、前回の答申とロードマップを反映させた経営戦略の改定を行いたく、引き続き貴審議会の意見を賜りたく諮問するものであります。